

住ま〜と Bridge

2017
4月号
Vol.102

■ 今月のトピックス

■ 今月のテーマ

「建設業法の見直し過程の概況と
労働安全衛生への取り組み」

1. 建設業許可の特例
2. 経営業務管理責任者要件の見直し
3. 許可区分の見直しの必要性
4. 労働災害防止が大きな課題

■ 匠総合法律事務所の法律基礎知識

「CERT普及に向けた

新たなロードマップの発表と
弁護士として果たすべき役割」

(秋野弁護士)



● 今月のトピックス ●

3月12日、改正道路交通法が施行されました。高齢者による事故が多発していることから、高齢者の自動車運転に対する対策が大幅に強化されました。

具体的にみますと、

- 免許更新時に75歳以上の人は認知機能検査を行う。
- 「認知症のおそれ」と分類された人は、全員に医師による診断を義務づける。
(従来は「認知症のおそれ」と判定されても、信号無視や通行禁止違反などの違反行為をしなければ診断を受ける必要はありませんでした。)
- さらに免許更新時に加えて一定の違反行為をした場合に、臨時の認知機能検査を受けることが義務付けられる。
(その際に「認知症のおそれ」と分類されれば、医師の診断を求められ認知症であると判断されれば、免許は取り消しになります。)

この法改正をビジネスチャンスとして、

- オリックス自動車は、2月から「あんしん運転Ever Drive」というサービスを開始しています。クルマに専用通信機器を取り付け、「急ブレーキ」「急加速」「速度超過」があった際には即座にメールで家族に知らせ、「本人の気づきも促せる」効果もあるということです。
- また損害保険ジャパン日本興亜では、4月から自動車保険加入者向けにドライブレコーダーを貸与し、運転内容を診断するサービスを始めます。認知機能や運動機能は緩やかに低下するため、本人も家族も衰えに気が付きにくいとされます。本人や家族が兆候に一刻も早く気がつくことができることで対処しやすくなれるということです。

など、高齢者の認知症対策への動きが活発化してきました。

専門工事の職人さんや大工さんの高齢化も深刻です。死亡事故の場合、亡くなった方の4割は『足場等からの転落』でなくなったということです。後ページにもご紹介していますが、現場の安全衛生に関する意識付けを強化し、現場での事故が無いようにお願いします。

今月の
 テーマ

「建設業法の見直し過程の概況と労働安全衛生への取り組み」

現在、国土交通省の建設産業政策会議内の法制度・許可ワーキンググループで建設業法の許可制についての議論がなされています。これとは別に民法の改正も予定されており、民法の「請負契約」では、『請負においては、完成させた物に欠陥があるなど、契約において合意したとおりの成果が達成できなければ、依頼した注文者はその修理や損害賠償を求めることができる』とされています。

このように様々な法律の改定の動きが出ていますので、今月は建設業法の改定の動きを、今後必要な安全衛生への取り組みをご紹介します。

1. 建設業許可の特例

民間の住宅建築において発注者別の工事規模は2015年度でおよそ13兆円、そのうち個人による発注が8兆円となっています。この個人の発注者と請負人との紛争が都道府県審査会で過去最多の件数(37件)となっていることなどを重視し、建設業許可の制度の見直しのための審議がなされています。

現在の建設業法では、比較的規模の小さい事業者を念頭に置き

- 150㎡以下(または1,500万円未満の建築費)の木造住宅工事
- 1件500万円以下の工事

の場合、建設業許可の対象とはなっていませんでした。

しかしこのような小規模工事に携わる事業者が関係するトラブルが発生しているとされ、消費者のために優良事業者を選べるようにするという観点から、すべての工事を許可制の範囲対象とする検討がなされています。

建設業法では、許可の要件として

①経営能力(経營業務管理責任者)

建設業は一品ごとの注文生産であり、一つの工事の受注ごとにその工事の内容に応じて資金の調達、資材の購入、技術者及び労働者の配置、下請負人の選定及び下請契約の締結を行わなければならない、また工事の目的物の完成まで、その内容に応じた施工管理を適切に行うことが必要であることから、適正な建設業の経営を行うため課せられている要件。

②財産的基礎（請負契約を履行するに足りる財産的基礎・金銭的信用）

建設業の営業を行うには、資材の購入、労働者の募集、機械器具又は仮設機材の購入等工事の着工のためにかなりの準備資金を必要とするところ、適切な営業活動を行い、建設工事の適正な施工を確保するためには、営業に当たってある程度の資金を確保していることが必要との観点から課せられている要件。

③業種ごとの技術力（営業所専任技術者）

建設業に関する営業の中心は各営業所にあることからみて、建設工事に関する請負契約の適正な締結及びその履行を確保するためには、営業所ごとに許可を受けて営業しようとする建設業に係る建設工事についての技術者を置くことが必要であり、そこに置かれる者は常時その営業所に勤務していることが適切であることから課せられている要件。

④誠実性（役員や使用人等の、請負契約に関する不正・不誠実さの排除）

建設業の営業は注文生産であるためその取引の開始から終了までに長い期日を要すること、前払などによる金銭の授受が慣習化していること等により、いわば信用を前提として行われるものであり、請負契約の締結やその履行に際して不正又は不誠実な行為をするような者に、営業を認めることはできないことから課せられている要件。

が要件とされており、さらに要件に放っていませんが、労働福祉（社会保険加入等）と工事経歴書の整備を求めています。

特に、①の経營業務管理責任者の設置では、5年以上の経營業務経験など、一定の経験を持つ常勤の役員の在籍が求められていますが、この規定が小規模事業者にとっては障壁となっているとされていますが、「優良事業者を選ぶ」ための不可欠要素とされ、1,500万円未満又は150㎡未満の木造住宅工事を手掛けている無許可事業者にも求めるという流れになってきました。

2. 経營業務管理責任者要件の見直し

一昨年と昨年の2年にわたり、経營業務管理責任者の要件の緩和がなされました。

- ①建設業許可基準において経營業務管理責任者としての経験を有する者の配置が求められる「役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者）」に、業務の執行権限を明確に委譲されている等、一定の要件を満たす者（一定の要件を満たすいわゆる執行役員等を想定）も含めることとする。

【H27年度措置】

- ②5年の経験年数や、同等の能力を有する者の要件の経験年数について、経験を代替する研修制度の創設などにより一定程度短縮する。【H28年度結論・措置】

- ③常勤の役員の1人が許可対象業種の建設業に関し、5年以上の経營業務の管理責任者としての経験を有する者と同等の能力を有する者であることを示すために事業者が提出する書類は、必要最小限のものとなるよう、ガイドライン等の見直しを行う。【H27年度措置】
- ④建設業の適切な経営を担保するための建設業の許可基準の在り方について、規制の目的に見合った適切かつ合理的な許可要件等への見直しも含めて、検討する。【H27年度検討開始】

と見直され、建設業許可に係る執行役員（例えば、事業本部長など）も経營業務管理責任者となることが可能となりました。

また、建設業許可申請では、財産的基礎（請負契約を履行するに足りる財産的基礎・金銭的信用）を求めています。建設業法では、貸借対照表・損益計算書・完成工事原価報告書・商業登記簿謄本・納税証明書などの提出ですみませんが、これらでは財産的基礎を証明するのに充分ではないとされ、宅地建物取引業法で求める『営業保証金の供託等が必要になるとともに事務所ごとに、宅地建物取引士（宅建業法に基づき実施される試験に合格し、都道府県知事の登録を受け、証書の交付を受けた者）を置く』とされ、基礎的な財産を担保するための供託金が必要とされていますが、今回の建設業法の改正でも供託の必要性についての検討がなされています。

3. 許可区分の見直しの必要性

現在の建設業許可の区分は、

- 特定建設業と一般建設業
- 大臣許可と都道府県知事許可

という区分とされていますが、法制度・許可ワーキンググループでは、「発注者が自ら居住する持家と、他人に貸す貸家、さらに売却する分譲」などに区分した許可の必要性につきましても指摘されているようですが、このように建物の利用関係で許可を区分する必要性が不明確という意見も出されたようです。

4. 労働災害防止が大きな課題

建設業法では、先に挙げた建設業許可の認可要因（4項目）に加え、労働福祉に関する事項の確認を行っていますが、この労働福祉には、社会保険への加入以外に労働安全衛生に関する事項として、「工事安全衛生目標」の設定と「工事安全衛生計画」の策定・実施・改善といったものも求めています。

そのため、厚生労働省では「労働安全衛生マネジメントシステムに関する指針」により労働安全衛生について第4条で、『労働安全衛生マネジメントシステムに従って行う措置は、事業場を一の単位として実施することを基本とする。ただし、建設業に属する事業の仕事を行う事業者については、当該仕事の請負契約を締結している事業場及び当該事業場において締結した請負契約に係る仕事を行う事業場を併せて一の単位として実施することを基本とする。』と事務所・作業所・建築現場などを一つの単位として扱うことを求めています。

安全衛生計画の作成におきましては、『事業者は、安全衛生目標を達成するため、事業場における危険性又は有害性等の調査の結果等に基づき、一定の期間を限り、安全衛生計画を作成するものとする。』とし、安全衛生計画の作成を義務付けています。

この安全衛生計画は、事業に携わるものすべてに周知する必要がありますので、協力会社の社員にも周知させる必要があります。（そのため、協力業者会等で安全衛生に関する自社の仕組み・取り組みを知らせ、共通認識させる必要があります。）

2017年度予算では「地域に根ざした木造住宅施工技術体制整備事業の創設」という事業に予算がつけられています。これは事業者が開催する講習会等に補助金が見えるようにするもので、

① 特定政策目的技術研修

リフォームによる地域の住宅の適切な維持・更新、被災住宅応急修理や応急仮設住宅供給、長期優良住宅の建設、その他特に政策的に対応が必要と認められる取組に関する研修。

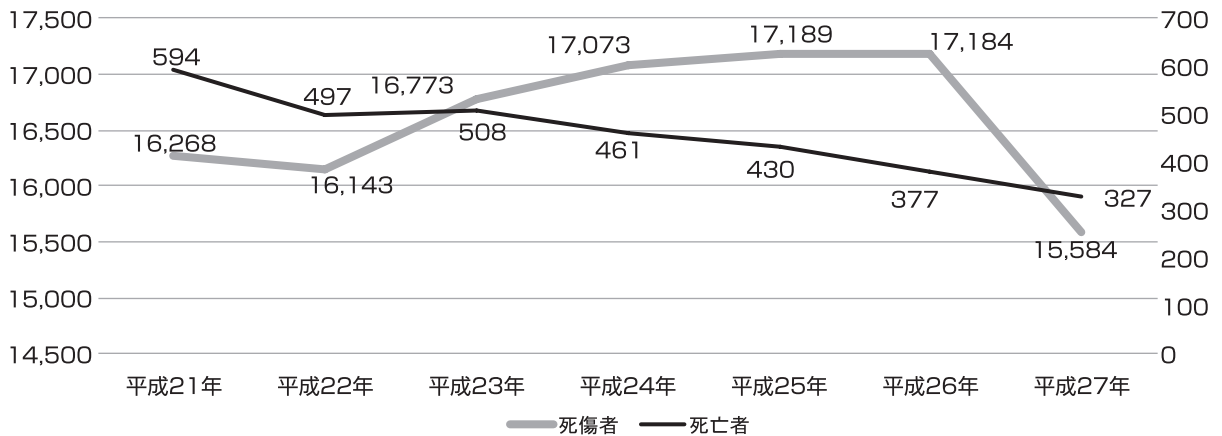
② 生産性向上、地域の気候風土対応技術研修

住宅生産における機械化・資材の標準化対応、地場産材や製品の活用、地域に承継される工法への対応、労働安全衛生等などに関する研修。

といった研修が対象となり、労働安全衛生の研修も補助対象となっています。（補助金の額、応募方法等につきましては予算成立後、新年度に発表されますので、ぜひ研修会の企画をお願いします。）

労働災害はゼロにはなりません、限りなくゼロに近づく必要があります。建設現場での死傷事故の推移を見ますと、グラフのようにH27年度は大幅に減少したものの、まだ15,000人を超える人々が死傷しています、現場での死亡者数も徐々に減少しているもののH27年度では327名の方々が亡くなっているということです。

<建設業の死傷事故件数と死亡者数>



出典：建設業労働災害防止協会

建設業法が見直され、今まで建設業許可が必要でない小規模な工事を行う場合でも、建設業許可を得ることが求められるようになりますと、建設業法を遵守することもそれなりに強く求められるということになります。

建設業法の許可要件のうち、労働福祉要件では現在は社会保険（雇用保険・厚生年金健康保険）への加入状況が確認される程度ですが、今後、労働安全衛生といったことの体制整備や実施状況についての比重も大きくなるといえます。

今年の住宅市場は比較的順調な市場になると言え、昨年並みの着工となると予測されています。そのため、安定した状況下ですので労働安全衛生への取り組みもしやすいと言えます。ぜひ、お取り組みください。

匠 総合法律事務所の法律基礎知識

「CLT普及に向けた新たなロードマップの発表と
 弁護士として果たすべき役割」
 (秋野弁護士)

平成29年3月、平成26年に林野庁及び国土交通省が作成したロードマップを引き継いだ「CLT普及に向けた新たなロードマップ～需要の一層の拡大を目指して～」が、CLT活用を促進する関係省庁連絡会議より策定されました。

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/cltmadoguchi/pdf/clt_new_roadmap.pdf

私が弁護士として、このCLT普及に向け、どのようなお役立ちができるだろうか、と考えてみると、

**1. 公共建築物等木材利用促進法の実践に向け、多様な発注方式を地方公共団体発注担当者向けに
 レクチャーする。**

公共建築物等木材利用促進法第4条は、「地方公共団体は、その区域の経済的社会的諸条件に応じ、国の施策に準じて木材の利用の促進に関する施策を策定し、及び実施するよう努めるとともに、その整備する公共建築物における木材の利用に努めなければならない。」と規定しており、地方公共団体には、木造施設の企画・立案、実施が責務として求められてきます。

民間企業の模範となるべき国・地方公共団体が、公共建築物等木材利用促進法で、国の責務・地方公共団体の責務を規定され、更には農林水産大臣・国土交通大臣による基本方針にて「低層の公共建築物については原則として全て木造化を図る」と目標を示されているながら、「木造施設は、やったことがないからやらない」とか「地元の設計事務所・建設会社に経験がないからやらない」というのは、コンプライアンスに抵触してしまいます。

公共建築物等木材利用促進法も、施行から6年以上も経過している現在、法令遵守を果たすべき地方公共団体を補助すべく、民間の設計事務所・建設会社が力を尽くし、未来の我が国の森林保護・次世代の木材の自給率の向上に向けた取り組みに積極果敢に取り組む時期に来たのではないかと、思います。

自治体の発注担当者に向け、多様な発注方式をレクチャーすることによる社会貢献の姿が弁護士としてなすべき仕事の一つ。

匠総合法律事務所の法律基礎知識

「CLT普及に向けた新たなロードマップの発表と 弁護士として果たすべき役割」

(秋野弁護士)

2. 「担い手の確保・育成」のため、建設業法が果たすべき役割について提案する。

公共建築物等木材利用促進法の趣旨は、日本の森林を保全する事にあり、どうしてCLT製造工場を整備していくかと言えば、日本の森林資源を活用する生産拠点を作るためにあると考えています。しかし、日本でも大型木造、中型木造建築物が次々と作られるようになり、CLTも量産体制に入ったら、今度は、海外CLTメーカーがJASの認定工場となり、日本に安いCLT材を販売するようになるでしょう。これでは、日本の森林保全に繋がらないリスクがあり、また、先行投資している製造メーカーに将来のリスクを負担させることになりかねません。海外メーカーであったとしても日本に生産拠点をもち、国土交通省大臣又は都道府県知事による許可を得なければならない、という仕組みを構築する、即ち、「鋼構造建築工事業」と同じく、建設業の許可として非住宅木造建築の新たな業種を創設することが、日本のCLT製造メーカー、ひいては、日本の森林を保全することに繋がるのではないかと考えます。

弁護士として法律改正に向けた提案書作成や各種リサーチを実施できます。業界を守るための役割を果たす事がもう一つの仕事。

3. 弁護士は社会貢献を果たすことが仕事

先日、週刊誌で弁護士業界の没落といった報道がありましたが、それは法曹としての倫理観の欠如によるものと思います。

常に弁護士は、社会貢献をし続ける存在でなければならず、私も、この業界の専門弁護士として、木材業界・住宅業界が将来に向けてロードマップを作り、次世代の子孫が安心した森林環境・自然環境のもとで生活していくための素地を整えていこうという事ですから、精一杯、このロードマップ実現に弁護士として果たすべき役割を果たして参りたいと考えています。